

犯罪手口資料取扱細則（概要）

制定 平成15年10月31日
警察庁訓令第11号

犯罪手口資料取扱細則は、犯罪手口資料取扱規則（平成15年10月31日国家公安委員会規則第17号）第10条を根拠として、同規則の実施に必要な事項を定めたものである。

主な内容として、手口記録、被害記録の作成・照会等、刑事日報の作成、様式等、犯罪手口の分類基準等を規定したものであり、

手口記録の作成

手口記録を作成する必要がない犯罪手口

被害記録の作成

被害記録を作成する必要がない犯罪手口

刑事日報の種別及び様式

刑事日報の通報及び照会の方法

刑事日報の保管

手口記録照会及び被害記録照会

手口記録の抹消

被害記録の抹消

刑事日報の廃棄

処理経過等の記録

などの項目からなっている。